

岩手県告示第610号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成20年8月6日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年8月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
釜石市	平成17年4月18日から 平成20年2月15日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市甲子町第10地割から第12地割 まで、野田町、定内町の各一部
釜石市	平成17年4月18日から 平成20年2月15日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市大字釜石第1地割の一部、大字 釜石第2地割、浜町、魚河岸、港町
二戸市	平成18年4月27日から 平成20年2月18日まで	1 二戸市 地籍図 2 二戸市 地籍簿	二戸市福岡字落久保、上町、中町、下 中町
一関市	平成18年4月27日から 平成20年2月15日まで	1 一関市 地籍図 2 一関市 地籍簿	一関市山目字十二神、才天、立沢、里 前の各一部、三反田、向野、林